

平成31年3月12日

指定自動車整備事業者 各位

(一社) 鳥取県自動車整備振興会

道路運送車両法施行規則及び指定自動車整備事業規則の一部改正について

拝啓 早春の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

今般、自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)の導入に伴い、平成29年4月より電子保安基準適合証等の取扱いが開始されておりますが、自動車検査員の作業の効率化を含む指定自動車整備事業者における電子化のメリット及び一層のOSSの普及促進を図るため、道路運送車両法施行規則及び指定自動車整備事業規則について、下記の通り改正が行われましたのでご案内いたします。

これに伴い電子保安基準適合標章について、様式が新たに定められることとなり電子の場合のみ「事業者及び検査員の押印の省略」となります。

つきましては、適合標章の取扱いについて、別紙(参考1)をご参照いただき、ご活用下さいますようよろしくお願い致します。

なお、本件についてのお問合せは、振興会 本部 入江までお願いします。

敬具

記

【改正後のみ情報記載】

■道路運送車両法施行規則 第37条の4 (保安基準適合標章の表示)

保安基準適合標章は、自動車の運行中その前面に指定自動車整備事業規則第2号様式又は第2号様式の2による有効期間及び自動車登録番号又は車両番号が見やすいように表示しなければならない。

■指定自動車整備事業規則 第7条 (自動車検査員の証明)

法第94条の5第1項及び法第94条の5の2第1項の証明は、自動車検査員が保安基準適合証及び保安基準適合標章又は限定保安基準適合証に記載し、押印することにより行う。ただし、指定自動車整備事業者が保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供したときは、保安基準適合標章に押印することを要しない。

2 (略)

■第9条 (保安基準適合証等)

(略)

2 保安基準適合証及び限定保安基準適合証の様式は第1号様式、保安基準適合標章の様式は第2号様式(第7条第1項ただし書に規定する保安基準適合標章にあつては、第2号様式の2)とする。

※第2号様式の2は、別紙(参考1)下の【追加の様式】です。

押印が不要となりますが、検査員及び交付者は、引き続き適正な内容確認をお願いします。

指定自動車整備事業者の皆様へ

指定自動車整備事業規則等の一部改正により、
指定整備事業者が交付する保安基準適合標章について、
電子適合証を利用した場合※の取扱いが変更
になります。

※保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により
登録情報処理機関に提供した場合をいう。

【平成31年3月8日施行】

変更点①

- 保安基準適合標章の事業者及び自動車検査員の
押印を省略可能

変更点②

- 保安基準適合標章の**様式を新たに規定**
- 従前の様式も使用可能**
(この場合でも、事業者及び自動車検査員の押印を省略可能)

(参考)保安基準適合標章の変更箇所

(保安基準適合標章の裏面)

【従来の様式】

| | |
|--|-----------------|
| 番号 | 年 月 日交付 |
| 指定自動車整備事業者の氏名又は名称 事業場の名称及び所在地 | 印 |
| 次の自動車が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。 みほん | |
| 検査の年月日 | 年 月 日 |
| 自動車検査員の氏名 | 印 |
| 自動車登録番号 又は車両番号 | |
| 車台番号 | |
| 使用者 氏名又は名称 住所 | |
| 乗車定員 | 人 最大積載量 kg |
| 用途 | 車両総重量 kg |
| 保険期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |

(保安基準適合標章の裏面)

【追加の様式】

| | |
|--|-----------------|
| 番号 | 年 月 日交付 |
| 指定自動車整備事業者の氏名又は名称 事業場の名称及び所在地 | ① |
| 次の自動車が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。 みほん | |
| 検査の年月日 | 年 月 日 |
| 自動車検査員の氏名 | ① |
| 自動車登録番号 又は車両番号 | |
| 車台番号 | |
| 使用者 氏名又は名称 住所 | |
| 乗車定員 | 人 最大積載量 kg |
| 用途 | 車両総重量 kg |
| 保険期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |

(電子申請用)

| |
|-----------|
| ② (電子申請用) |
| 年 月 日交付 |

【追加様式の変更箇所】

- ①「印」を削除
- ②「(電子申請用)」を追加